

令和6年3月12日

令和5年度第12回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和5年度第12回教育委員会定例会会議録

日時 令和6年3月12日（火）
9時45分～12時15分

場所 教育委員会室

出席者
地頭所教育長
原之園委員
堀江委員
桶谷委員

(事務局職員)

末吉 副 教 育 長
黒木 教育次長兼生徒指導総括監
内村 総務 福利 課 長
西村 学 校 施 設 課 長
中島 教 職 員 課 長
水島 義務教育課長兼学校教育ICT推進監
紺屋 高 校 教 育 課 長
山元 高 校 教 育 課 生 徒 指 導 監
新留 高 校 教 育 課 指 導 監
内園 高 校 教 育 課 全 国 高 等 学 校 総 合 文 化 祭 推 進 室 長
中村 社 会 教 育 課 長
牧野 人 権 同 和 教 育 課 長
泊 総 務 福 利 課 企 画 監
波之平 総 務 福 利 課 長 補 佐

議 決 事 項

| 件 名 | 提 案 理 由 | 審議の状況 | 採決の次第 |
|---|---|---------------|------------|
| <p>議案第1号 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> | <p>「全国高等学校総合文化祭推進室」の廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものである。</p> | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第2号 鹿児島県教育委員会公文書管理規程の制定について</p> | <p>令和5年3月22日に制定された「鹿児島県公文書等の管理に関する条例」において、公文書の管理が適正に行われることを確保するため、「実施機関は、公文書の管理に関する定めを設けなければならない」とされたことを踏まえ、従前の「鹿児島県教育委員会文書規程」を廃止し、新たに規程を制定しようとするものである。</p> | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第3号 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> | <p>へき地学校等の廃止及び新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第4号 鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について</p> | <p>民法の一部改正、多様な家庭状況への配慮の必要性を踏まえ、誓約書による保証契約の内容の見直しを実施することに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第5号 鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について</p> | <p>鹿児島県立学校への学校運営協議会導入に際し、鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定しようとするものである。</p> | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |

議 決 事 項

| 件 名 | 提 案 理 由 | 審議の状況 | 採決の次第 |
|--|--|--------|-------|
| 議案第6号 令和6年度人事異動について | 令和6年度人事異動を決定しようとするものである。 | 特記事項なし | 決 定 |
| 議案第7号 令和5年度いきいき教育活動表彰の被表彰者の追加決定について | 令和5年度のいきいき教育活動表彰の被表彰者を追加決定しようとするものである。 | 特記事項なし | 決 定 |

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

議案第6号及び第7号並びにその他（7）については、非公開で審議する旨教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和5年度第11回教育委員会定例会会議録及び令和5年度第1回教育委員会臨時会会議録について

令和5年度第11回教育委員会定例会の会議録及び令和5年度第1回教育委員会臨時会会議録について、承認する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

4 議案

議案第1号 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- － 「全国高等学校総合文化祭推進室」の廃止に伴い、所要の改正を行おうとすることについて －

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

（教育長） 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

議案第2号 鹿児島県教育委員会公文書管理規程の制定について

- － 令和5年3月22日に制定された「鹿児島県公文書等の管理に関する条例」において、公文書の管理が適正に行われることを確保するため、「実施機関は、公文書の管理に関する定めを設けなければならない」とされたことを踏まえ、従前の「鹿児島県教育委員会文書規程」を廃止し、新たに規程を制定しようとするについて －

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

（原之園委員） 公文書館が本県にはないと思うが、何か情報があれば教えていただきたい。

（総務福利課長） 現在、知事部局の学事法制課において、あり方を含めて検討していると聞いている。

（教育長） 学事法制課の法制審査の結果、軽微な修正があった場合は、事務局に一任いただくことでよろしいか。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第2号は原案のとおり議決する。

議案第3号 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 一 へき地学校等の廃止及び新設に伴い、所要の改正をしようとする
ことについて 一

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 教職員の数は今と同じなのか、増えるのか。

(教職員課長) 教職員については、在籍している児童生徒数と学級数に応じた定数で配置する。大きな変動がなければ基本的には同じである。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第3号は原案のとおり議決する。

議案第4号 鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について

- 一 民法の一部改正、多様な家庭状況への配慮の必要性を踏まえ、誓約書による保証契約の内容の見直しを実施することに伴い、所要の改正をしようとする
ことについて 一

〈高校教育課指導監が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 社会情勢の変化等により、保証人をお願いできない場合が増加していることが、改正の理由か。

(指導監) DVや災害からの一時避難によって入学する高校生もおり、保護者以外に身寄りがなく、第三者の保証人を探すのに苦労している状況があるので、今回改正する。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第4号は原案のとおり議決する。

議案第5号 鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

- 一 鹿児島県立学校への学校運営協議会導入に際し、鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定しようとする
ことについて 一

〈社会教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) これまでの学校評価制度を拡大する形で、学校運営協議会に移行していくということで良いか。

(社会教育課長) おっしゃる通りである。

(堀江委員) 第3条に委員は15人以内とあるが、最低人数の条件は記載しなくて良いか。

第7条の報酬について、予算の確保はどの程度を想定しているのか。

第11条の研修は、どのような研修を想定しているのか。意欲向上につながるようなものにしていただきたい。

また、設置のデメリットとして教職員や委員の業務負担が考えられるが、業務軽減はどのように考えているのか。

さらに、教職員の任用について人事に関われるとは、どの程度なのか。

(社会教育課長) 委員の数については、他県の実情を見ると10人から15人なので、15人以内と記載している。第3条の(1)から(7)までの方から学校の実情に応じて、校長が推薦し、県教育委員会が任命することになる。

報酬について、学校に対する予算は、委員の謝金、旅費、学校における地域学校協働活動に対する補助金である。モデル校として充実した活動が行えるように、予算要求をしている。

既存の組織との関係について、現在の学校関係者評価委員会を学校運営協議会に変え、その中で評価をしていただくことになる。

研修について、社会教育課がコミュニティスクールと地域学校協働活動の研修会を開催する予定であり、意義や役割について学んでいただく研修にする予定である。

第14条に意見の申出を記載しているが、人事の関係は他県で学校に要望することはほとんどないと聞いている。職員の運用に関しては、校長を経由して教育委員会に対して意見を述べることでできると定めている。あくまでも校長が意見を受けて、一定の判断をされることになる。今後要綱を定めることになるが、他県同様職員の異動方針に反しない範囲で定めたい。

(桶谷委員) 第15条について、協議会は毎年度1回以上対象学校の運営状況等について評価を行うと記載があるが、何に基づいて評価をするのか。また、この評価が何かに反映される仕組みはあるのか。

(社会教育課長) 評価については、これまで行っていた学校関係者評価委員会の内容と合わせて行っていただく。ガイドラインについては、詳細に決めていないので今後検討していく。

(次長) 地域や保護者の方々が学校に関わる仕組みについて、少し補足をしたい。平成の前半に評議員制度が始まったが、必置なものではなかった。その後、学校教育法施行規則等で学校関係者による

学校評価の考え方が生まれ、学校関係者評価委員会という形に移行した。

さらに法の改正等を経て、学校長の権限である教育課程の編成や、最終的には教育委員会に権限はあるものの人事のことについても意見をいただくというスタンスで、地域との協働という考え方のもとでコミュニティスクールいわゆる学校運営協議会が始まった。そのため、現在では学校関係者評価委員会の委員と学校運営協議会の委員を兼ねていただく形で、負担を軽減し実施している学校が多い状況である。

(教職員課長) 第14条の2の意見の申出について、教職員の人事は、任命権者である県教育委員会が決定しているが、そこに至るまでに学校長からの意見要望等が行われるので、枠組みは従来と変わらないという理解である。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第5号は原案のとおり議決する。

5 その他

(1) 市町村立学校の設置・廃止について

— 市町村立学校の設置及び廃止の状況について —

〈学校施設課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 今後、学校の跡地利用について市町村で考えていくと思うが、現時点で何か考えはあるか。

(学校施設課長) 小・中学校は、基本的に市町村の判断となるが、社会教育施設として使用したり、民間企業に譲渡したりと様々である。

(原之園委員) 財部高校の活用事例等を参考にし、地域が元気になるような活用をしていただきたい。

〈質疑終了〉

(2) 令和5年度鹿児島学習定着度調査結果報告書について

— 令和5年度鹿児島学習定着度調査結果の概要及び分析結果等について —

〈義務教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 授業がよくわかると回答した児童生徒が、昨年度を上回っている。学校で授業がよくわかれば、学校は楽しいと思う児童生徒が増え、不登校になる可能性も低くなると思う。
児童生徒が自ら学ぶ家庭での学習のあり方について課題があるという結果であるが、家庭での学習のあり方にはどのような課題

があると考えているか。今後どのように改善していくのか。

(義務教育課長) 県教育委員会としても、小学校では60分間、中学校では90分間の家庭学習時間を目安とする家庭学習60・90運動に取り組んできた。様々な事情があると思うが、学習習慣を身につけることが大事だと思う。各学校で保護者に理解を求めることが必要であり、予習、宿題、復習を含めて、学校での学習に生かせるようにしていきたい。

(堀江委員) 全体平均通過率が70%を超えた教科は、昨年度より少なくなったが、「思考・判断・表現」の通過率や自己肯定感が昨年度より上回ったのは良かった点である。

ただ、自己肯定感が毎年全国に比べて低いので、子供たちを具体的に褒めて育てるなど、授業以外でも接し方について注視していただきたい。

また、昨年度は思考・判断・表現の問題を増やしたと思うが、今年度はどうか。

さらに、教職員はこの解説を見て授業等を改善ができると思うが、子供たちはシステムにアクセスできず、間違った問題を自分たちが理解して学習することができない。調査結果と解説を子供たち自身がアクセスして見ることができるように、変更や改善は検討したか。1人1台端末を利用した効果的な利用について、考えを教えてください。

(義務教育課長) 出題の内容について、平均通過率の表には評価の観点の部分にどのような問題かを分類している。教科によって多少偏りはあるが、思考力・判断力・表現力を問う問題をバランスよく出題できるように、また来年度から考えていきたい。

また、Webシステムにアクセスできるのは教職員だけである。各学校で調査終了後に教職員が解説をしているが、MEXCBTという文科省CBTシステムへの移行に向け、予算要求している。これは、子供たちがアクセスできるものなので、非常に効果的な学習ができるようになると考えている。

(桶谷委員) ICTの調査結果について、教科ごとに分析しているのか。ICTを使えば使うほど良い教科とそうではない教科の分析がなされたら、非常に効果的であると思う。

(義務教育課長) 個別最適な学びや協働的な学びをするにあたって、紙とペンだけでもできないことはないが、学校訪問時に授業を見てみると明らかに端末を使った方が子供たちの理解度が高まっている場合もある。具体的な活用事例を示しながら、さらに研究していきたい。

(教育長) 通過率が高いところがいくつかあり、ICTをどの程度活用しているかなどの詳細な分析はできていないので、分析に当たっては、委員がおっしゃる視点も参考にしていきたい。ICT活用を進める上で、成果に繋がることをしっかりと示せば、より効果的である。

〈質疑終了〉

(3) 県立夜間中学について

－ 県立夜間中学設置基本計画の概要及び今後のスケジュールについて －

〈義務教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

- (原之園委員) 教職員の数について、生徒数に応じて教職員を配置すると思うが、今回の夜間中学の場合、何か決まりがあるのか。
また、学校づくりの視点について、互いを理解しと記載があるが、説明会等で接した際、国籍や年齢、職業が異なるとすると、難しいと思う。他県の視察等をして、考えていることがあれば教えていただきたい。
さらに、県内全ての市町村を通学区域とするとあるが、現実的に離島からの希望があった際の対応や考えられる生徒像を教えてください。
- (義務教育課長) 職員数については、中学校では1学級生徒40人、教員1人と法律で定められているので、基本的には夜間中学も同様の考え方である。ただ、1学年12人程度の3学年であり、法令上の算定では教諭7人配置となっており、今後配置について検討していきたい。
互いを理解するとあるが、現段階で具体的なものがないので、来年度以降丁寧に対応していく。年齢や職業等様々であり、それぞれの事情や人生経験もあるので、お互いに尊重できるように柔軟に対応していきたい。
県内全域ということなので、離島も対象となるが、通学するのは厳しいと思う。仕事や通学手段に関わらず受け入れる。
- (原之園委員) 先進県の視察をするなど、良い取組があれば参考にさせていただきたい。
また、年度途中で生徒を受け入れるとすると、教職員の配置等に影響があるのか。
- (義務教育課長) 先日、福岡県のきぼう中学校で視察を行った。来年度は熊本県で開校する予定なので、研究していきたい。
例えば、5月頃であれば年度内に入学する可能性があり、12月頃であれば来年度に入学する可能性もあるので、柔軟な対応をしていく。
- (堀江委員) オンラインで授業に参加しても、出席としてみなされるのか。進級や卒業にあたり、反映されるのか。どのくらいの割合でオンラインでの参加が可能なのかを生徒に示した方が良いと思う。
- (義務教育課長) オンラインは、出席とはならない。オンラインで授業を受けただけでは、中学校の今の制度上、卒業とはならないので、課題はある。一定の範囲内であれば、オンラインでの授業を受けられると文部科学省告示に記載されている。様々な生徒がいると思うの

で、柔軟な対応を検討していく。

(桶谷委員) 12月から希望者と面接をするとのことだが、対象生徒がどのような理由で入学するかは自己申告なのか。
また、外国籍の方が2年しか日本にいないとわかっているにもかかわらず、入学を希望したら許可するのか。

(義務教育課長) 生徒の入学の際の自己申告について、具体的な事項は今後検討していくことになるが、中学校や高校を卒業していても、学び方が自分で不十分だと感じれば、夜間中学に通えるとしている。何か証明書を出してもらうことは考えておらず、自己申告で本人の希望に応じる。

外国籍の方について、例えば中学校第2学年から入学することも可能なので、その都度検討していく。教育の機会を確保することを目的としているので、個別に相談を受けながら対応する。

〈質疑終了〉

(4) 令和5年度「インターネット利用等に関する調査」結果について

－ 令和5年度「インターネット利用等に関する調査」結果について －

〈義務教育課長兼学校教育ICT推進監が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) ゲーム依存症、視力や体力の低下等、様々な影響が考えられるので、子供が自分で時間を設定するなどのルールを決めることが大事だと思う。学校や家庭でルールを決め、ICTの活用を進めていただきたい。どのようにして情報モラル等を子供たちに理解させるのか。

(義務教育課長) ICT活用の問題については、情報モラルやセキュリティを含めて、使いすぎないこと教えることが重要である。学校や家庭での端末の適切な距離感や使い方を、家庭教育の一環として進めていきたい。

(桶谷委員) 健康被害について非常に懸念している。眼科学会において、正しい端末の使い方や視力への影響を子供たちにわかりやすくパンフレットにまとめているので、ぜひ活用していただきたい。

(堀江委員) 例えば1人1台端末を利用し、情報モラルに関するゲームをクリアする、数時間経つと休み時間と表示を出すなど、子供たちにわかりやすく伝える工夫をすることは考えられるか。

(義務教育課長) 指導、助言、相談、提案はできると思うがソフトを含めて各市町村で契約しており、業者へアイデアを出すことはできるかと思う。学校では、年度当初に使い方について指導しているので、さらに徹底していきたい。

(教育長) 良い活用事例があれば紹介していただければ良い。個人的にはやはり家庭でしっかりとルールを作らないと、子供は保護者がしっかりと教えないとわからないと思う。1人1台端末だけではなく、携帯電話やパソコンを持っている子どもが増えているので、モラルや使い方を工夫して伝えていく必要があると感じた。

〈質疑終了〉

(5) 第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)について

— 第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)の活動状況について —

〈全国高等学校総合文化祭推進室長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) かごまるは子供たちに非常に人気があると思うので、ぜひ様々なイベント活用していただきたい。

(桶谷委員) かごまるを貸し出す際のルールは何かあるか。

(総文祭室長) ルールを決め、1体を県高等学校文化連盟の事務局がある松陽高校から県内の高校に貸し出しを行い、もう1体を高校教育課から各市町村教育委員会や本庁のイベントに貸し出しを行う。

〈質疑終了〉

(6) 鹿児島県社会教育委員の会議「審議のまとめ」について

— 鹿児島県社会教育委員の会議「審議のまとめ」について —

〈社会教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 提言2について、子育てをしながら仕事をする保護者への理解とその環境づくりの取組とあるが、具体例があった方が良いと思う。例えば、企業等におけるフレックスタイム制の導入状況の課題がわかれば良いのではないか。

(社会教育課長) 企業の取組状況については具体的に調査していないが、社会教育課では、企業団体等を訪問し、家庭教育の支援、広報啓発、子育てのしやすい環境づくりを工夫していただきたいとお願いしている。今後も啓発に取り組んでいきたい。

(堀江委員) 15ページに今後の展望として、「活動費について不安はあるが、一人ぼっちでの子育てをさせないように、関係団体と連携をとりながら活動を続けていきたい」とある。モデル事業の成果を継続させるために活動費の補助など県としてできることを何か考えているか。